

議 題

- | | | | |
|-------|--------------------|-------|---------|
| (1) | 平成 21 年度事業報告 | ----- | 3 - 1 |
| (2) | 平成 21 年度会計報告・監査報告 | ----- | 3 - 2 |
| (3) | 平成 22 年度事業計画案及び予算案 | ----- | 3 - 4 |
| (4) | 協議会規約及び部会設置要綱の改正 | ----- | 3 - 6 |
| (5) | 平成 22 年度役員選出案 | ----- | 3 - 1 1 |
| (6) | 平成 23 年度要望事項等 | ----- | 3 - 1 3 |

平成 21 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

1 幹事会議の開催

第 1 回 平成 21 年 5 月 18 日（月） 於 国土交通省

＜内容＞ 第 19 回全国会議議題について

第 2 回 平成 22 年 1 月 27 日（金） 於 東京ステーションコンファレンス
会議室

＜内容＞ ① 平成 22 年度政府予算原案内示内容の説明

② 平成 21 年度協議会活動について

③ 平成 22 年度以降の協議会活動について

2 第 19 回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 21 年 6 月 11 日（木）、12 日（金） 於 高知県高知市

＜内容＞ ① 平成 21 年度予算内容等の説明

② 住市総等事業地区事例研究等

3 住宅市街地整備研修会

（東京会場）

平成 21 年 7 月 17 日（木）、18 日（金） 於 建築会館ホール

4 部会活動

＜密集事業部会＞

・防災街区整備事業等推進会議の開催

平成 21 年 6 月 11 日（木） 於 高知県高知市

＜内容＞ 各地域 WG における取り組みについて

5 その他調査研究等

・住宅市街地整備通信の発行

vol. 6・7（平成 22 年 3 月）

以 上

住宅市街地整備推進協議会
平成 21 年度会計報告書・監査報告書

	項 目	金 額	摘 要
収入の部	前年度繰越金	5, 4 6 9, 3 7 6 円	平成 21 年 4 月末日時点。
	年会費	6, 8 7 0, 0 0 0 円	
	預金利息	1, 9 8 6 円	
	収 入 計	1 2, 3 4 1, 3 6 2 円	
支出の部	会議費	3 2 3, 7 2 6 円	会場使用料、幹事会議等飲物費等
	全国会議費※ ¹	1, 8 6 9, 1 4 0 円	開催費（会場費、資料印刷費等）
	研修会負担金	8 6 4, 0 0 0 円	住宅市街地整備研修会
	調査研究費	2, 4 1 5, 0 0 0 円	住宅市街地整備通信等制作費
	印刷費	6 3, 7 8 7 円	名簿作成費
	通信費	8 2, 7 6 0 円	郵送料、振込手数料等
	庶務業務委託費	1 4 0, 7 9 5 円	ホームページの維持管理費
	予備費	1 7 1, 5 0 0 円	会費及び書籍の未収金
	支 出 計	5, 9 3 0, 7 0 8 円	
	次 年 度 繰 越 金	6, 4 1 0, 6 5 4 円	

※ 別紙 「第 19 回住宅市街地整備推進協議会全国会議収支報告」参照

・ 次年度繰越金の内訳

預金 6, 4 1 0, 6 5 4 円

みずほ銀行 九段支店 普通預金 No. 2092447 住宅市街地整備推進協議会 6, 410, 654 円

平成 22 年 4 月 30 日、上記のとおり会計報告致します。

事務局 独立行政法人都市再生機構 業務第二部 市街地整備チームリーダー 吉 村 弘之 

平成 22 年 4 月 30 日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監 査 群馬県 県土整備部 建築住宅課 山崎 伸一 

監 査 滋賀県 土木交通部 住宅課 丸尾 勉 

(別紙)

第19回住宅市街地整備推進協議会全国会議収支報告

	項 目	金 額	摘 要
収入の部	全国会議予算	2,500,000円	@2,000円×79名分(開催地にて前受)
	参加費	158,000円	
	収入計	2,658,000円	
支出の部	会議費	1,880,140円	会場使用料、テキスト代等
	現地研修会費	147,000円	バス借上代(@73,500円)
	振込手数料	840円	
	支出計	2,027,980円	
収支差額		630,020円	

【参考】支出の部「全国会議費」との突合

$$2,027,980 - 158,000 = 1,869,980$$

協議会負担金		1,869,980円
	うち全国会議費	1,869,140円
	うち振込手数料(支出の部「通信費」へ計上)	840円

※ 平成22年1月27日開催の平成21年度第2回幹事会議において、高知県(事務局)より報告され確認している。

以 上

平成 22 年度 住宅市街地整備推進協議会事業計画（案）

会議名称等	内 容	時 期 等
ブロック会議	・平成 22 年度幹事の選出 ・平成 23 年度政府予算に対する各ブロックの要望について集約	～ 4 月
幹 事 会 議	・平成 21 年度事業報告・決算報告 ・平成 22 年度事業計画案・予算案 ・平成 23 年度要望事項等 ・平成 22 年度以降の協議会活動の方針について意見交換	【第 1 回幹事会】 5 月 17 日
	・平成 23 年度政府予算に係る説明	【第 2 回幹事会】 1 月下旬予定
全 国 会 議	・平成 21 年度事業報告・決算報告 ・平成 22 年度事業計画案・予算案 ・平成 22 年度役員選出 ・平成 23 年度要望事項等 ・研究会・その他	6 月 17 日～18 日
住宅市街地整備研修	・国土交通省市街地住宅整備室から住市総、街なみ事業制度等の概要及び平成 22 年度制度改正点等の説明 等 ・事業実施事例報告	7 月 12 日～13 日 於：東京都千代田区 「日本教育会館」
部 会 活 動	・部会幹事会議 ・ブロック部会活動 ・都心居住推進分科会	
そ の 他	・会員名簿作成	

平成 22 年度 住宅市街地整備推進協議会予算（案）

区分	経 費 項 目	予 算 額	備 考
収 入	繰越金	6,410,654 円	
	会 費	2,688,000 円	
	(内 訳)	地方公共団体等※	@ 20,000×124 団体
		48,000 円	@ 8,000× 6 団体
		住宅金融支援機構	80,000 円
	都市再生機構	80,000 円	
	その他収入	171,500 円	平成 21 年度未収分 (予備費として計上したもの)
	計	9,270,154 円	
支 出	会議費	1,200,000 円	内訳 北海道東北 200,000 円 関東甲信 200,000 円 東海北陸 200,000 円 近畿 200,000 円 中国四国 200,000 円 九州 200,000 円
	全国会議開催費	2,000,000 円	
	研修会負担金	1,000,000 円	住宅市街地整備研修会
	印刷・通信費	100,000 円	
	庶務業務委託費	200,000 円	
	事務経費	100,000 円	
	予備費	4,670,154 円	
	計	9,270,154 円	

※ 住宅市街地の整備に関係する公益法人等については、以下の①、②いずれかに該当する場合は会費を無料とする。また、市町村については、③かつ④に該当する場合は年会費を金 8,000 円とする。

- ① 母体の地方公共団体が会員である。
- ② すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。
- ③ 街なみ事業部会の構成員であって他の部会の構成員ではない協議会会員。
- ④ 人口が5万人未満である。

住宅市街地整備推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、住宅市街地整備推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係るまちづくり交付金及び地域住宅交付金による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。
- 二 住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。
- 三 住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。
- 四 住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。
- 五 住宅市街地の整備に関する調査研究。
- 六 前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

（構成）

第4条 協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に係る公益法人等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（組織）

第5条 協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

（ブロック）

第5条の2 協議会に、次のブロックを置く。

- 北海道・東北ブロック
- 関東・甲信ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

（協議会代表）

第6条 協議会代表は、協議会を総括する。

- 2 協議会代表は、定数を1とし、全国会議において会員の中より選出する。

3 協議会代表の任期は3年とする。

(協議会副代表)

第6条の2 協議会副代表は、協議会代表を補佐する。

2 協議会副代表は、定数を3とし、全国会議において会員の中より選出する。

3 協議会副代表の任期は1年とする。

(幹事及び事務局)

第7条 幹事は、ブロックごとに定数を2とし、会員の中より選出する。

2 幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。

3 幹事の任期は1年とする。

4 事務局は都市機構本社とし、社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。

(監査)

第8条 監査は、定数を2とし、全国会議において会員の中より選出する。

2 監査の任期は1年とする。

(運営)

第9条 協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

(全国会議)

第10条 全国会議は、全会員をもって構成する。

2 全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(幹事会議)

第11条 幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他のものを参加させることができる。

2 幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。

3 幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

(ブロック会議)

第12条 ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。

2 ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。

3 ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック会議を代表する。

4 ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

(部会)

第13条 第3条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。

2 部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

(関係省庁の協力)

第14条 協議会は、第3条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求める

ものとする。

(運営費)

第15条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。

2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金80,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に係る公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。

一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。

二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改正等)

第17条 この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成2年12月12日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6条第3項に定める任期については、平成8年度に限り1年とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年6月24日から施行する。ただし、第4条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）」とし、第7条、第15条及び第12条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年6月17日から施行する。

街なみ事業部会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本部会は、街なみ事業部会（以下「部会」という。）という。

（目的）

第2条 部会は、住宅市街地整備推進協議会（以下「協議会」という。）規約第13条の規定により設置するものであり、街なみ環境整備事業（以下「当該事業」という。）の円滑な推進のために、関係団体相互の研究討議及び情報交換を行うことを目的とする。

（構成）

第3条 部会は、次の者をもって構成する。（別表による。）

- 一 当該事業に係る協議会会員
- 二 その他部会の内容により必要と認められる者

（年会費の減額）

第3条の2 協議会規約第15条第3項の規定により、次に掲げる事項のすべてに該当する会員が負担する年会費は、金8,000円とする。

- 一 本部会の構成員であつて他の部会の構成員ではない協議会会員。
- 二 人口5万人未満の市町村。

（事業）

第4条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 当該事業に係る情報交換。
- 二 当該事業の推進方策の検討。
- 三 当該事業に係る研修会等の開催。
- 四 当該事業に係る調査研究。
- 五 前各号に定めるもののほか、必要と認める事業

（組織）

第5条 部会に、部会長及び部会幹事を置く。

（部会長）

第6条 部会長は、部会を総括する。

2 部会長は、定数を1とし、協議会全国会議において協議会会員の中から選出する。

3 部会長の任期は、1年とする。

（部会幹事）

第7条 部会幹事は、第3条別表に定めるブロックごとに定数に従い、各ブロックの部会構成員の互選により選出する。

2 部会幹事は、ブロックごとにブロック代表部会幹事を選出する。

3 部会幹事の任期は、1年とする。

（運営）

第8条 部会は、部会幹事会議によって運営する。

（部会幹事会議）

第9条 部会幹事会議は、部会長、部会幹事及び協議会事務局をもって構成し、必要により他の者を参加させることができる。

2 部会幹事会議は、部会長がこれを招集する。

3 部会幹事会議は、部会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

（ブロック部会議）

第9条の2 ブロック部会議は、ブロックごとに設置する。

2 ブロック部会議は、必要に応じてブロック代表部会幹事がこれを召集する。

3 ブロック代表部会幹事は、部会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック部会議を代表する。

4 ブロック部会議の事務は、ブロック代表部会幹事がこれを行う。

（改正等）

第10条 この要綱に定めのない事項及び要綱の改廃は、協議会幹事会議の議を経てこれを行う。

附則 この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

改正 平成11年6月7日

改正 平成14年7月4日

改正 平成16年6月24日。ただし、第3条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」として、平成16年7月1日から施行する。

改正 平成22年6月17日

改正箇所対照表（抄）

1 住宅市街地整備推進協議会規約

改正前	改正後
(運営費) 第 15 条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。 2 会員が負担する年会費は<u>金 50,000 円</u>とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、<u>金 200,000 円</u>とする。 3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。 4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に係る公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。 一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。 二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。	(運営費) 第 15 条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。 2 会員が負担する年会費は<u>金 20,000 円</u>とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、<u>金 80,000 円</u>とする。 3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。 4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に係る公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。 一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。 二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。
	附 則 (施行期日) 第 1 条 この規約は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。

2 街なみ事業部会設置要綱

改正前	改正後
(年会費の減額) 第 3 条の 2 協議会規約第 15 条第 3 項の規定により、次に掲げる事項のすべてに該当する会員が負担する年会費は、<u>金 20,000 円</u>とする。 一 本部会の構成員であって他の部会の構成員ではない協議会会員。 二 人口 5 万人未満の市町村。	(年会費の減額) 第 3 条の 2 協議会規約第 15 条第 3 項の規定により、次に掲げる事項のすべてに該当する会員が負担する年会費は、<u>金 8,000 円</u>とする。 一 本部会の構成員であって他の部会の構成員ではない協議会会員。 二 人口 5 万人未満の市町村。
	改正 平成 22 年 6 月 17 日

平成22年度役員選出（案）

(ブロック会議による選出)			
① 幹事 *：ブロック代表			
北海道・東北ブロック	北海道*	岩手県	
関東・甲信ブロック	神奈川県*	東京都	
東海・北陸ブロック	愛知県*	三重県	
近畿ブロック	京都府*	京都市	
中国・四国ブロック	山口県*	高知県	
九州ブロック	宮崎県*	熊本県	
(部会による選出)			
② 部会幹事	<u>住市総事業部会</u>	<u>密集事業部会</u>	<u>街なみ事業部会</u>
北海道・東北ブロック	山形県	秋田県	福島県
関東・甲信ブロック	千葉市	横浜市	東京都
	横須賀市	川口市	新宿区
	千葉県	千葉市	
	世田谷区	荒川区	
東海・北陸ブロック	名古屋市	愛知県	石川県
近畿ブロック	大阪府	和歌山県	奈良県
	堺市	神戸市	
中国・四国ブロック	広島市	広島市	岡山県
九州ブロック	北九州市	宮崎県	熊本県
(全国会議による選出)			
③ 協議会代表	大 阪 市		
④ 協議会副代表	東 京 都	(案)	
	北九州市	(案)	
	神 戸 市	(案)	
⑤ 監 査	川 崎 市	(案)	
	兵 庫 県	(案)	
⑥ 部会長 ・住市総事業部会	大 阪 府	(案)	
・密集事業部会	宮 崎 県	(案)	
・街なみ事業部会	石 川 県	(案)	

平成22年度住宅市街地整備推進協議会 会員一覧（137団体）

ブロック	団体名	ブロック	団体名	ブロック	団体名
北海道・東北9	※ 北海道	関東・甲信49	横浜市住宅供給公社	中国・四国13	鳥取県
	札幌市		◇ 川崎市		島根県
	青森県		川崎市住宅供給公社		岡山県
	岩手県		相模原市		広島県
	☆ 宮城県		横須賀市		広島市
	仙台市		大和市		※ 山口県
	秋田県		山梨県		下関市
	山形県		長野県		徳島県
	福島県		大町市		香川県
関東・甲信	茨城県	東海・北陸16	新潟県		愛媛県
	水戸市		新潟県住宅供給公社		四国中央市
	神栖市		富山県		☆ 高知県
	栃木県		石川県		高知市
	足利市		岐阜県	九州22	福岡県
	群馬県		静岡県		福岡県住宅供給公社
	埼玉県		静岡市		○ 北九州市
	川口市		浜松市		北九州市住宅供給公社
	さいたま市		焼津市		福岡市
	草加市		※ 愛知県		八女市
	千葉県		愛知県住宅供給公社		うきは市
	財団法人千葉県 まちづくり公社		名古屋市		佐賀県
	千葉市		名古屋市住宅供給公社		長崎県
	浦安市		犬山市		長崎市
	大多喜町		安城市		佐世保市
	○☆ 東京都		☆ 三重県		島原市
	東京都住宅供給公社	近畿26	福井県		☆ 熊本県
	財団法人東京都 新都市建設公社		滋賀県		熊本市
	財団法人東京都防災・ 建築まちづくりセンター		大津市		大分県
	千代田区		※ 京都府		大分市
	新宿区		☆ 京都市		別府市
	文京区		大阪府		玖珠町
	台東区		大阪府住宅供給公社		※ 宮崎県
	墨田区		財団法人大阪府 都市整備推進センター		日向市
	財団法人墨田 まちづくり公社		◎ 大阪市		鹿児島県
	品川区		大阪市住宅供給公社	その他	沖縄県
	世田谷区	畿26	堺市		独立行政法人住宅金融支援機構
	渋谷区		豊中市		独立行政法人都市再生機構
	中野区		吹田市		
	杉並区		守口市		
	北区		寝屋川市		
	荒川区		大東市		
	板橋区		門真市		
	練馬区		東大阪市		
	足立区		兵庫県		
	葛飾区		兵庫県住宅供給公社		
	江戸川区		○◇ 神戸市		
	調布市		尼崎市		
	※ 神奈川県		奈良県		
	横浜市		橿原市		
			王寺町		
			和歌山県		
			-		

◎：代表 ○：副代表 ◇：監査
☆：幹事 ※：ブロック代表（幹事）
〔各ブロック毎の幹事の定数は2〕

注：都市再生機構については、その本支社等は、それぞれ所在するブロックに所属するものとする。

平成23年度 住宅市街地整備関係政府予算要望

(ブロック:①北海道・東北 ②関東・甲信 ③東海・北陸 ④近畿、⑤中国・四国 ⑥九州)

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
1	配分等	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分して頂きたい。	④	1
2	制度拡充	収用対象事業に準じた税制上の優遇措置を講じられたい。(5000万控除・代替資産取得特例の適用)	④	3
3		課題地区(不燃領域率の極端に低い地区や重点地区)について、所要の事業費の確保頂きたい。(補助対象の拡充・補助率のアップ)	④	4
4		市街地住宅等整備について、公社に対する補助を整備計画・事業計画作成と同様に直接補助の対象にして頂きたい。	⑥	5
5	その他	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があるが、予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供を頂きたい。	④	2
6		都市・地域再生緊急促進事業について、竣工年度までの確実な継続措置を要望したい。	⑥	6

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
1	配分等	・住宅市街地総合整備事業(密集型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分して頂きたい。 ・社会資本整備総合交付金へ移行されても、要望どおり予算確保が可能であるよう、お願いしたい。	④	7、8
2	制度拡充	住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、収用事業と同様に譲渡所得の5000万円控除の適用をお願いしたい。	④	9
3		公共施設用地等の先行取得に係る譲渡税控除について、基本的には1,500万円となっているが、密集事業にあっても土地区画整理事業と同様に租税特別措置法による5,000万円控除の特例の適用を講じられたい。	④	10
4		住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)による事業で住宅を失う従前居住者が、UR賃貸住宅に本移転する際、従前並みの負担可能な家賃で入居できるように、従前家賃との差額を100%補助する制度を創設していただきたい。	④	11
5		重点密集市街地の小規模の共同建替えや協調建替えを対象に、上乗せ補助として、国が100%直接補助する事業が創設して頂きたい。	④	12
6		「21世紀都市居住緊急促進事業」の活用に際し、重点密集市街地で実施される事業に限り、技術基準で定められた居住水準を一部緩和し、35㎡/戸以上を補助対象とするなどに見直して頂きたい。	④	12
7		次の事項について、新たな補助事業を創設、または、補助事業の制度拡充して頂きたい。 ・老朽木造戸建住宅を一定の基準を満たした戸建住宅に建替える場合に、設計費や不燃化に対する補助 ・主要生活道路の整備に伴い、一定の基準を満たした建築物に建替える場合に、設計費に対する補助 ・まちかど広場整備の維持管理運営費用に対する補助	④	13
8		防災街区整備事業のリスク低減を図るため、地方住宅供給公社が土地を先行取得した場合の無利子貸付及び建設資金の無利子貸付を講じられたい。	④	14
9		住市総事業(密集型)の起債に対する交付税措置の創設を要望したい。	⑥	15
10		民間建築物への助成事業に対する起債措置の創設をして頂きたい。	⑥	16

まちなみ環境整備事業

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
1	配分等	・街なみ環境整備事業を現在実施している市町村については、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業実施に必要な予算の確保をお願いしたい。 ・社会資本整備総合交付金へ移行されても、要望どおり予算の確保をお願いしたい。	④、⑤、⑥	18、19
2	制度拡充	地域の活力や街の賑わいを創出する拠点施設等に係る、内部改修費用についての補助拡充をお願いしたい。	①	20
3		生活環境施設等の維持管理費について、事業完了後一定の期間が経過した施設について、大規模な修繕等が必要な場合の補助制度の創設をして頂きたい。	⑤	21

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
4		事業期間が終わり国の承認が失効したあとも、個人住宅修景助成については、補助制度の適用がなされるようにして頂きたい。	⑤	22
5		地区施設整備のうち、住環境整備のために新たに設ける道路については、制度要綱第4第1号以外の区域も補助対象となるようにして頂きたい。	③	23
6		民間所有の土地で、公共に開かれた地区施設等(道路、通路、広場、防火水槽、集会所など)を民間施工で整備する場合にも助成を適用できるようにして頂きたい。	④	24
7		軽微な変更については、国土交通大臣の届出が必要だが、通常の変更承認申請に準じた提出書類が必要なため、簡素な手続きとなるようにして頂きたい。	⑤	25
8	その他	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があるが、予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供を頂きたい。	④	17、26
9		変更時期の回数を増やして欲しい。	⑤	27
10		事業計画の変更が生じた場合に、大臣協議を要するかどうかの判断基準を示して頂きたい。	⑥	28

市街地再開発事業

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
1	配分等	継続事業及び新規事業の円滑な推進を図るため、予算の確保をお願いしたい。	④、⑤	29
2	制度拡充	市街地再開発事業の附帯事務費について補助対象として頂きたい。	⑤	30
3		優良建築物等整備事業マンション建替タイプにおいて、検討費用についても調査設計計画費として助成対象に追加していただきたい。	④	31
4		都市・地域再生緊急促進事業に係る要件の拡充及び事業継続について要望したい。	⑥	32
5	その他	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があるが、県・市予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供を頂きたい。	④	33

まちづくり交付金

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
1	配分等	事業を実施している地区において、円滑な事業推進を図るためにも、国の支援が従来どおり受けられるように交付金率・交付金額の確保を頂きたい。	④	34

その他

No	区分	要旨	ブロック	【参考資料】 No.
1	制度拡充	国の補助は、地方公共団体が施行者に交付する補助金の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内となっているが、地方公共団体の補助金に拘らず、当該費用の3分の1以内とすることとして頂きたい。(優良建築物整備事業)	①	35
2		木造住宅の耐震改修の補助率の拡充、補助要件の撤廃をお願いしたい。	④	36
3		市設建築物の耐震改修補助の市負担分への起償充当率を拡大をお願いしたい。	④	37

【参考資料】各ブロックから寄せられた要望

事業コード
住市総(拠点):1、住市総(密集):2、まち環:3、再開発:4、
まち交:5、その他:6

No	主な内容	要旨	ブロック	事業
1	国庫補助予算の確保	住宅市街地総合整備事業(拠点型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分されたい。	近畿	1
2	制度改正に係る情報提供について	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があが、市予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供が欲しい。	近畿	1
3	事業用地の取得に係る税制上の優遇措置	収用対象事業に準じた税制上の優遇措置が有効と考えられる。(5000万円控除・代替資産取得特例の適用)	近畿	1
4	補助制度の拡充	課題地区(不燃領域率の極端に低い地区や重点地区)については早急な整備が望まれることから、円滑な事業推進が図られるよう所要の事業費の確保が求められている。(補助対象の拡充・補助率のアップ)	近畿	1
5	市街地住宅等整備の補助における公社の取扱いについて	市街地住宅等整備について、公社が補助をもらうためには県等の間接補助である必要があるが、整備計画・事業計画作成と同様に直接補助の対象にしていだきたい。	九州	1
6	都市・地域再生緊急促進事業の継続措置	都市・地域再生緊急促進事業は、「一度補助採択された地区については、各年度の本体事業の予算枠の中で補助を行うこととなる(H21.1.13付けQ&Aより)」とされているものの、本制度の継続が事業進捗のうえで不可欠であることから、その竣工年度までの確実な継続措置を要望するもの。	九州	1
7	国庫補助予算の確保	住宅市街地総合整備事業(密集型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする国庫補助金を確保・配分されたい。	近畿	2
8	社会資本整備総合交付金移行後の予算額の確保	社会資本整備総合交付金へ移行されても、要望どおり予算の確保をしていただきますようご支援をお願いしたい。	近畿	2
9	住市総事業での用地取得及び老朽住宅買収除却に係る税制上の優遇措置として5000万円控除の適用	住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、収用事業と同様に譲渡所得の5000万円控除の適用をお願いしたい。	近畿	2
10	老朽建築物等除却に係る補償及び公共施設用地取得に伴う租税特別措置法の拡充	旧市街地における事業は、従前に対する従後の増進率が極めて低く事業の成立性に問題がある。このため、減歩緩和措置として公共施設用地等の先行取得を行っているが、この譲渡に係る税控除は、公有地の拡大の推進に関する法律により、基本的には1,500万円となっている。密集事業にあっても土地区画整理事業の場合と同様に租税特別措置法による5,000万円控除の特例が適用されるようお願いしたい。	近畿	2
11	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)による事業で住宅を失う従前居住者が、UR賃貸住宅に本移転する際、従前並みの負担可能な家賃で入居できるように、国がURに対し、従前家賃との差額を100%補助する制度の創設	■理由 平成19年の密集法改正により、URに対して都市再生住宅の新規建設の要請が可能となったが、建設用地の確保や新規住宅の空家リスクなど、新規建設は課題が多い。また、現行の住市総事業の家賃補助制度は、事業により整備された賃貸住宅への再入居が前提であり、他の民間賃貸住宅へ入居する場合は、その家賃補助制度を活用することができない。そこで、従前居住者用住宅として、既存のUR賃貸住宅の空家住戸を活用することにより、都市再生住宅の建設時期や場所に左右されることなく、移転先の選択肢を広げ、密集市街地における老朽住宅の建替促進に繋げることが可能となる。 ■制度概要(案) ○対象者:住宅市街地総合整備事業の実施により住宅を失う高齢者等世帯及び一般世帯(ただし、建替え前の住宅に2年以上入居していること) ○減額家賃対象住宅:既存UR賃貸住宅 ○家賃補助期間:一般世帯…5年(～10年) 高齢者等世帯…終身 ○減額対象家賃:UR賃貸住宅(市場家賃)と応能応益家賃(又は従前家賃)との差額	近畿	2
12	〈21世紀都市居住緊急促進事業の拡充または新規制度創設〉 重点密集市街地において、建替促進事業を実施した場合に、一定の要件を満たした事業について、国が上乗せ補助として重点的に補助する事業の創設(又は拡充)	・重点密集市街地の小規模の共同建替えや協調建替えを対象に、上乗せ補助として、国が100%直接補助する事業が創設されれば有効ではないか。 ・「21世紀都市居住緊急促進事業」を活用するには、技術基準で定められた居住水準(住宅の平均床面積は、75㎡/戸以上等)を満足する必要があるが、重点密集市街地で実施される事業に限り、その要件を一部緩和し、35㎡/戸以上を補助対象とするなど重点密集市街地の地域特有の事情に即した制度に見直すことなどが必要と考えられる。	近畿	2
13	戸建住宅の不燃化に対する補助制度やセットバックすることにより地域の避難路となる道路空間を創出する建築物の建設費用に対する補助制度、広場の維持管理運営のための費用に対する補助制度などの創設	次の事項について、新たな補助事業を創設、または、補助事業の制度拡充があると有効ではないかと思われる。 ・老朽木造戸建住宅を一定の基準を満たした戸建住宅に建替える場合に、設計費や不燃化に対する補助 ・主要生活道路の整備に伴い、一定の基準を満たした建築物に建替える場合に、設計費に対する補助 ・まちかど広場整備の維持管理運営費用に対する補助	近畿	2
14	防災街区整備事業において、用地を先行取得した場合の無利子貸付及び建設資金の無利子貸付	防災街区整備事業のリスク低減を図るため、地方住宅供給公社が土地を先行取得した場合の無利子貸付及び建設資金の無利子貸付が有効ではないか。	近畿	2

【参考資料】各ブロックから寄せられた要望

事業コード
住市総(拠点):1、住市総(密集):2、まち環:3、再開発:4、
まち交:5、その他:6

No	主な内容	要旨	ブロック	事業
15	起債に対する交付税措置の創設を要望する	本県は、多くの地域において、土地条件が厳しい斜面市街地に多くの県民が居住している。これらの斜面市街地は、老朽化した木造住宅が密集して立ち並び、居住環境上及び防災上支障があるため、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)により居住環境全般の向上を図っているところである。しかし、住宅市街地総合整備事業の居住環境形成施設整備事業により生活道路や公園等の整備を行う場合、これらの施設整備の市負担分に対する起債はあるが交付税措置がないことや、斜面市街地での事業費は平坦地に比べ多額の費用を要することから、市の財政負担が大きくなっており、事業の進捗に影響を及ぼしている。厳しい地方財政状況にあって、斜面密集市街地の整備改善を促進するためには、住宅市街地総合整備事業の起債に対する交付税措置を創設し、密集市街地の解消に向けた取り組みを積極的に支援する必要がある。	九州	2
16	民間建築物への助成事業に対する起債措置の創設	本県は、長崎市をはじめ多くの地域において、土地条件が厳しい斜面市街地に多くの県民が居住している。これらの斜面市街地は、老朽化した木造住宅が密集して立ち並び、居住環境上及び防災上支障がある地域であるため、道路等の公共施設整備と併せて「住宅市街地総合整備事業の市街地住宅整備事業」により民間住宅の共同建替を推進するなど、市街地の不燃化に向けた取り組みが求められている。 しかし、「住宅市街地総合整備事業の市街地住宅整備事業」による民間建築物への助成については、起債対象となっていないため、年度毎の事業費負担の平準化を図ることができず、計画的な予算措置ができない状況である。 よって、円滑な事業の推進と計画的な予算措置を図るために、「住宅市街地総合整備事業の市街地住宅整備事業」の民間建築物への助成に対する起債措置の創設が必要ではないか。 (参考)現在の地方財政措置 住宅市街地総合整備事業 ・居住環境形成施設整備(公共施行) ・都市再生住宅整備 起債措置:有り 交付税措置:無し ・市街地住宅整備 起債措置:無し 交付税措置:無し	九州	2
17	制度改正に係る情報提供について	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があるが、市予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供が必要。	近畿	2
18	継続事業の予算確保	街なみ環境整備事業を現在実施している市町村については、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業実施に必要な予算の確保が必要となる。	近畿 中国・四国 九州	3
19	予算額の確保	社会資本整備総合交付金へ移行されても、要望どおり予算の確保が必要。	近畿	3
20	地域の活力や賑わいを創出する拠点施設等に係る補助の拡充	街なみ景観を継続的に維持していくためには、地域の活力は非常に重要な要素であり、このような地域の活力や街の賑わいを創出する拠点施設等については、その内部改修費用に対する補助の拡充が有効ではないか。	北海道・東北	3
21	街なみ環境整備事業による施設等の維持管理費の補助の拡充	生活環境施設等の維持管理費について、事業完了後一定の期間が経過した施設について、大規模な修繕等が必要な場合の補助制度の創設が必要ではないか。	中国・四国	3
22	民間個人住宅修景助成の補助の拡充	街なみ環境整備事業の承認のある期間は、民間個人住宅修景助成を受けられるが、街なみの景観を長期にわたって守り続けていくためには、個人住宅修景助成は不可欠。事業期間が終わり国の承認が失効したあとも、個人住宅修景助成については、補助制度の適用がなされるようになれば良い。	中国・四国	3
23	街なみ環境整備事業に係る補助項目の拡充	地区施設整備のうち、住環境整備のために新たに設ける道路については、制度要綱第4第1号以外の区域も補助対象となると有効ではないか。	東海・北陸	3
24	街なみ環境整備助成事業の共同建替等共同施設整備メニューを、街なみ環境整備促進区域三号要件であっても活用したい	街なみ整備事業区域内において、特に、建物等の無い民地において住環境を改善するための間接補助のメニューが無い。 民間所有の土地で、公共に開かれた地区施設等(道路、通路、広場、防火水槽、集会所など)を民間施工で整備する場合にも助成を適用できるようにしたい。	近畿	3
25	整備方針の軽微な変更について	軽微な変更については、国土交通大臣の届出が必要だが、通常の変更承認申請に準じた提出書類が必要なため、簡素な手続きとなると非常に助かる。	中国・四国	3
26	制度改正に係る情報提供について	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があるが、市予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供が必要。	近畿	3
27	整備方針及び事業計画の変更について	変更申請を行う場合、国土交通大臣の承認及び同意協議が年に2回(9月、3月)にあるが、内容によっては承認及び同意がおりるまで、事業に着手できない場合があり、事業進捗に影響がでてきてしまう。変更時期の回数を増えると助かる。	中国・四国	3
28	事業計画の変更手続きについて	事業計画の変更が生じた場合に、大臣協議を要するかどうかの判断基準を示して欲しい。	九州	3

【参考資料】各ブロックから寄せられた要望

事業コード
住市総(拠点):1、住市総(密集):2、まち環:3、再開発:4、
まち交:5、その他:6

No	主な内容	要旨	ブロック	事業
29	補助事業に係る予算確保	市街地再開発事業では、資金計画上、補助金が貴重な財源(事業収入)となっており、継続事業及び新規事業の円滑な推進を図るため、予算の確保が重要。	近畿 中国・四国	4
30	市街地再開発事業の附帯事務費について	平成22年度から、公共事業に係る補助金の事務費が廃止となっており、市街地再開発事業の施行者の附帯事務費についても、国庫補助の対象外となっている。 市街地再開発事業完成後の再開発ビルは、市場における競争力を確保しなければならず、より一層の床価格の低減が求められている。 また、市街地再開発事業の施行にあたっては、求められる各種法令の手続きも多く、それらの手続きに要する資料作成や委託等の費用を付帯事務費により支出している実態がある。そうした中で、附帯事務費の補助廃止は、事業採算の圧迫・資金計画の悪化につながり、床価格が上昇することにより、保留床の処分若しくは保留床の取得運営が困難な状況となる。 したがって、より安定的な市街地再開発事業の実施のためには、附帯事務費について補助対象となることが大変有効。	中国・四国	4
31	優良建築物等整備事業マンション建替タイプにおいて、建替え推進決議に至るまでの初期段階における合意形成を支援するため、その検討費用についても、調査設計計画費として助成対象に追加する	マンション建替タイプでは、建替えの推進について4/5以上の賛成を得ていること(建替え推進決議)を要件とした調査設計計画費の助成制度が設けられているが、円滑な合意形成による建替えを支援するためには、建替え推進決議に至るまでの初期期の検討を行うマンション管理組合等に対しても、その検討費用を助成する必要があると考える。	近畿	4
32	市街地再開発事業補助における都市・地域再生緊急促進事業に係る要件の拡充及び事業継続について	平成20年度に創設された【都市・地域再生緊急促進事業】について、本県においては、事業を取り巻く経済状況等の急激な悪化により、平成22年度中の着工が微妙な状況であるため、H23年度の着工についても対象事業となるよう、事業採算条件の拡充及び事業継続を強く要望したい。	九州	4
33	制度改正に係る情報提供について	平成22年度から予算が交付金化されることとなり、平成23年度からも更に制度改正がなされるとの情報があがるが、県・市予算確保のためにも制度改正の迅速な情報提供が必要。	近畿	4
34	交付金額等の確保	すでに事業を実施している地区において、交付金制度に移行する場合に、従前からの経過を踏まえ、円滑な事業推進を図るためにも、国の支援が従来どおり受けられるように交付金率・交付金額の確保が必要。	近畿	5
35	制度要綱において国の補助は、地方公共団体が施行者に交付する補助金の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内となっているが、地方公共団体の補助金に拘らず、当該費用の3分の1以内とすること。(優良建築物整備事業)	事業主体である市及び、事業主体である市を支援する県、共に財政状況が厳しい状況であり、今後、制度要綱上の上限の当該費用の3分の1を補助できない可能性がある。この場合、地方公共団体の補助額に連動して国庫補助金も減る可能性があり、民間施行者の負担が増える恐れもあるため、是非地方公共団体の補助金の増減にかかわらず、一律当該費用の3分の1の国庫補助金の支援が有効となると考えられる。	北海道・東北	6
36	木造住宅の耐震改修の補助率の拡充、補助要件の撤廃	■理由 ・東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。平成18年には、国土交通省より「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅・建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が掲げられた。目標達成には、耐震化のスピードアップが必要である。 ・民間木造住宅の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。こうしたことから、ほぼすべての政令市において、地域住宅交付金を活用し、住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱に定める補助率以上の補助率により、事業を実施している状況にある。 ■概要 ○補助率を1/2に拡充 ○特定行政庁による勧告要件の撤廃	近畿	6
37	市設建築物の耐震改修補助の市負担分への起債充当率を拡大	■理由 ・東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。平成18年には、国土交通省より「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅・建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が掲げられた。目標達成には、耐震化のスピードアップが必要である。 ■概要 ○市設建築物の耐震改修補助の市負担分について起債の100%充当	近畿	6